＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

株式会社　〇〇〇〇定款

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成 　　年　　月 　　日　作成

平成 　　年　　月 　　日　公証人認証

平成 　　年　　月 　　日　会社設立

定　　款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は，　　　　　　　　　　　と称する。

（目的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

　　　１

　　　２

　　　３

　　　４

　　　５

　　　６

　　　７

　　　８

　　　９

　　　１０

（本店の所在地）

第３条 当会社は，本店を　　　　　　　　におく。

（公告の方法）

第４条　当社の公告は、電子公告の方法により行う。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は，　　　　　　株とする。

（株券の不発行）

第６条　当会社の発行する株式については，株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには，代表取締役の承認を受けなければならない。

２　前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

（相続人等に対する株式の売渡請求）

第８条　当会社は, 相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し，当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第９条　当会社の株式の取得者が、株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには，当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者、又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し，共同してしなければならない。ただし，法務省令で定める場合は，株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第１０条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには，当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第１１条　前２条に定める請求をする場合には，当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第１２条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は，当会社所定の書式により，その氏名，住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における，その事項についても同様とする。

（基準日）

第１３条　当会社は，毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

２　前項のほか，株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは，取締役の決定により，臨時に基準日を定めることができる。ただし，この場合には，その日を２週間前までに公告するものとする。

第３章　株　主　総　会

（招集）

第１４条　当会社の定時株主総会は，毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し，臨時株主総会は，必要に応じて招集する。

　　２　株主総会を招集するには，会日より５日前までに，各株主に対して招集通知を発するものとする。

（招集権者および議長）

第１５条　当会社の定期株主総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，代表取締役が招集する。

　　２　株主総会の議長は社長たる取締役がこれに当たる。

　　３　代表取締役に事故があるときは，取締役の決定であらかじめ定めた順序により，他の取締役が株主総会を招集し，議長となる。

　　４　取締役全員に事故があるときは，総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（招集手続きの省略）

第１６条　株主総会は，株主の全員の同意があるときは，招集手続を経ることなく開催することができる。

（決議）

第１７条　株主総会の普通決議は，法令又は定款に別段の定めがある場合のほか，出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

　　２　会社法第３０９条第２項に定める決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

第４章　取　締　役

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は　　名以上とする。

（取締役の選任）

第１９条　当会社の取締役は，株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数の決議によって選任する。

　　２　取締役の選任については，累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期はその選任後１０年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

　　２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は，前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第２１条　取締役を２名以上置く場合には，取締役の互選により代表取締役１名を定める。

　　２　代表取締役は，社長とし，当会社を代表する。

　　３　当会社に置く取締役が１名の場合には，その取締役を社長とする。

（報酬等）

第２２条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として，当会社から受ける財産上の利益は，株主総会の決議によって定める。

第５章　計　算

（事業年度）

第２３条　当会社の事業年度は年１期とし，毎年　　月　　日から翌年　　月　　日までとする。

（剰余金の配当等）

第２４条　剰余金の配当は，毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

　　２　剰余金の配当が，その支払の提供の日から満３年を経過しても受領されないときは，当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第６章　附　則

（設立に際して出資される財産の価額）

第２５条　当会社の設立に際して出資される財産の価額は，金　　　　　万円とする。

（設立後の資本金の額）

第２６条　当会社の成立後の資本金の額は，金　　　　万円とする。

（最初の事業年度）

第２７条　当会社の最初の事業年度は，当会社成立の日から平成　　年　　月　　日までとする。

（設立時の役員）

第２８条　当会社の設立時の役員は次のとおりとする。

設立時取締役

設立時取締役

設立時代表取締役

住所

（発起人の氏名、住所等）

第２９条　発起人の氏名，住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は，次のとおりである。

住所

氏名

（法令の準拠）

第３０条　この定款に規定のない事項は，全て会社法その他の法令に従う。

　以上，株式会社　付加価値ファクトリー設立のため、発起人　　　　　は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成　　　年　　　月　　　日

発起人 　　　　　（電子署名）